

証券コード 8165
平成22年3月8日

株 主 各 位

大阪市北区同心一丁目8番9号

株式会社 **千趣会**

代表取締役社長 行待 裕弘

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成22年3月30日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区同心一丁目8番9号 株式会社千趣会本社2階 ホール (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 報 告 事 項 | | 1. 第65期(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監 査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第65期(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.senshukai.co.jp/soukai>)に掲載させていただきます。

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成22年3月29日（月曜日））午後5時30分までに到着するようご返送ください。

2. 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.webdk.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

* バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成22年3月29日（月曜日））午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
- ① インターネットにアクセスできること。
 - ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
 - ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

上記1、2についてご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

住友信託銀行株式会社 証券代行部 専用ダイヤル ☎ 0120-186-417 (24時間受付)

〈用紙の請求等、その他のご照会〉 ☎ 0120-176-417 (平日午前9時～午後5時)

3. 機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、経済対策による効果や在庫調整の進展などから一部に改善の兆しが見られるものの、依然として雇用情勢の悪化や家計所得の減少、また11月におけるデフレ宣言など、全般に厳しい状況で推移しております。更に、暖冬などの天候不順の影響もあり、小売業界におきましても、一部を除き衣料品分野の不振が続いております。消費者の節約志向と生活防衛意識の高まりなどから個人消費は低迷しております。通信販売業界の売上は、全般としてはネット通販などにより増加傾向にありますが、カタログを中心とする総合通販企業は売上減少が続いております。このように競争環境が激化する中、価格競争や商品・サービスに対する消費者の選別がより厳しさを増し、今後も先行き不透明な状況が続くと思われれます。

当社グループにおきましては、このような状況のもと、平成22年度を最終年度とする『中期経営計画』の2年目として、計画の重点戦略を推進してまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ大幅に減少し、1,472億92百万円（前期比6.9%減）となりました。

利益面に関しましては、売上減少における在庫増加に対応し、セールの弾力的実施などによる需要の喚起を狙いましたが、奏功せず、評価損が増加し、原価率の上昇を招き、売上総利益は減少いたしました。売上総利益の減少を補うため、収益対策としてカタログ費用など販売費及び一般管理費の大幅削減に努めましたが、営業損益につきましては、24億5百万円の営業損失（前期は24億13百万円の営業利益）となりました。経常損益につきましては、為替差益等により14億10百万円の経常損失（前期は45億53百万円の経常損失）となりました。当期純損益につきましては、投資有価証券評価損、投資有価証券売却損及び減損損失の計上などにより38億11百万円の当期純損失（前期は68億33百万円の当期純損失）となりました。

当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾ではございますが、2期連続の純損失を計上することとなり、無配とさせていただきます存じます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業別概況

（通信販売事業）

カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業の当連結会計年度の売上高は1,309億67百万円（前期比9.4%減）となりました。売上高の減少及びたな卸資産の評価方法変更等に伴う評価損の増加により売上原価率が上昇したため、営業損失は、22億85百万円（前期は28億66百万円の営業利益）となりました。

①カタログ事業

カタログ事業では、現在18種類のカタログを通して様々な生活提案とともに千趣会らしさにこだわった商品をお届けいたしております。

昭和51年のスタート以来、ファッション衣料を中心として服飾雑貨、インテリア、日用雑貨からマタニティ用品、子供服に至るまでの様々なジャンルの商品を会員の皆様のニーズにあわせてお届けし、支持を得てまいりました。

現状でも売上高の50%以上がインターネットでの受注によるものとなっておりますが、より一層カタログからインターネットへの移行を進めております。当連結会計年度においてもインターネットの受注は前期を上回る結果となりました。しかし、世界不況に端を発した消費マインドの冷え込みにより、売上全体としては1月を除き、前期に比べマイナスの月が続きました。その結果、当連結会計年度の売上高は1,196億10百万円（前期比9.3%減）となりました。

②頒布会事業

頒布会事業は、オフィスで働く女性を中心に、グループ及び個人の会員の皆様に、毎月定期的に商品をお届けするという販売形態をとっており、他の通販会社とは異なる独自のシステムで事業を展開しております。

当連結会計年度においては新商品の売上が低迷し、継続率も目標未達のため、売上高・会員数とも対前期比において減少という結果となりました。

当連結会計年度の売上高は113億57百万円（前期比10.6%減）となりました。

(その他の事業)

旅行・クレジットなどを主とするサービス事業、店舗事業、ペット事業、法人向けの商品・サービスを提供する法人事業及び邸宅風ウェディング事業を行う(株)ディアーズ・ブレイン等を合わせたその他の事業の当連結会計年度の売上高は、163億25百万円（前期比19.2%増）、営業損失は1億90百万円（前期は4億39百万円の営業損失）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

| 事業の種類別 セグメントの 名称及び品目 | 第 64 期 | | 第 65 期 | | 前期比増減額 (△は減) | 前期比増減率 (△は減) | |
|----------------------------|------------------------------|---------|------------------------------|---------|-----------------|-----------------|-------|
| | 平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで | | 平成21年1月1日から 平成21年12月31日まで | | | | |
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | | | |
| 通 信 販 売 事 業 | 衣 料 品 | 61,373 | 38.8% | 57,424 | 39.0% | △3,948 | △6.4% |
| | インテリア | 34,613 | 21.9 | 29,307 | 19.9 | △5,305 | △15.3 |
| | 生活雑貨 | 23,502 | 14.8 | 21,490 | 14.6 | △2,011 | △8.6 |
| | 服飾雑貨 | 16,867 | 10.6 | 15,042 | 10.2 | △1,824 | △10.8 |
| | 食 品 | 6,150 | 3.9 | 5,727 | 3.9 | △423 | △6.9 |
| | そ の 他 | 2,079 | 1.3 | 1,974 | 1.3 | △104 | △5.0 |
| | 小 計 | 144,585 | 91.3 | 130,967 | 88.9 | △13,618 | △9.4 |
| その他の事業 | 13,699 | 8.7 | 16,325 | 11.1 | 2,625 | 19.2 | |
| 合 計 | 158,285 | 100.0 | 147,292 | 100.0 | △10,993 | △6.9 | |

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資は、総額16億52百万円であります。そのほかにコンピュータシステムの開発費用等として、9億71百万円の投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え、社債及び借入金でまかないました。

なお、当社は、平成21年2月に無担保社債50億円を発行しております。

また、当社は、取引金融機関と総額155億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入残高は30億円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年12月期（第66期）を最終年度とする3ヵ年の『中期経営計画』を策定しております。

① 『中期経営計画の基本方針』

i チャンネルミックスの推進

前中期経営計画で掲げていた「マルチチャンネルの推進」を更に深化させ、単にチャンネル数を拡大するだけではない本質的なチャンネル融合とスピードアップを目指し、相乗効果を獲得してまいります。

ii マルチブランド展開

「ベルメゾン」単一ブランドでは獲得しにくかった年代層の顧客獲得と事業の多角化(商品群、サービス拡大)を進めるために、ベルメゾン自体の価値を毀損しないよう顧客層や扱う商品ジャンルに適したブランドを複数展開させる「マルチブランド戦略」に転換いたします。

iii 顧客層の拡大

シニアマーケット向け商材や媒体の開発により50代以上の顧客層を拡大してまいります。また20代に関しても拡大を目指しますが、20代前半は性急な獲得は行わず、他社とのアライアンスやM&Aをベースにインターネット、モバイル、雑誌等のメディア活用により獲得を目指すとともに、20代後半の顧客の獲得を強化し、20代全体として顧客の維持を図ってまいります。

iv S C M（商品供給一連管理）強化

在庫の増大により悪化したキャッシュ・フローの改善を最優先課題とし、マネジメント体制の再構築により在庫の効率化を実施し、S C Mの更なる強化を図ってまいります。

②当連結会計年度における取組み状況

i チャンネルミックスの推進

前期より各事業本部にてチャンネルコントロール機能を持ち、各事業本部にてチャンネル別売上の管理及びインターネットや店舗における施策を策定し、チャンネルミックスを推進しております。当期のインターネット売上は、全体で671億円（内純ネット売上410億円）となりました。また、店舗におきましても「暮らす服」ショップを新たに5店舗オープンし合計11店舗になりました。今後も更なるチャンネルの深化を目指してまいります。

ii マルチブランド展開

ベルメゾンブランドの再定義とベルメゾン傘下のブランド、ベルメゾン以外で育成するブランドを明確にしたうえで各々の価値を向上させ、結果として当社グループ全体の価値向上を目指してまいります。

iii 顧客層の拡大

20代：20代顧客開拓に向けて、ターゲット層の趣向や生活スタイルに合わせ2009年3月にカタログ「ファッションプラス」の品揃え・アイテム数・価格帯を見直しリニューアルいたしました。Webサイトではカタログを補完する着せ替えなどのサービスや、インターネットのみの商品販売、新規ブランド商品の取扱いなどを行いました。また雑誌「With」の中での綴じ込み通販冊子の発行などを行いました。

50代：(株)角川・エス・エス・コミュニケーションズ（以下、角川SSC）と、シニア向け通販事業・マーケティング事業を運営する(株)K. Sense(ケイ・センス)を7月に設立しました。まずは角川SSC発行の月刊誌「毎日が発見」に綴じ込みの通販冊

子より、50代の女性に適した品揃え及び商品開発を行ってまいります。

iv S C M（商品供給一連管理）強化

荷分れ率・即時供給率に関しましては前期より改善いたしました。在庫におきましては、カタログ期限終了後の早期バーゲン実施やインターネットにおけるバーゲン、また精緻な発注を行うことにより前期と比べ約40億円削減いたしました。今後も在庫水準の適正化によるキャッシュ・フローの改善に取り組んでまいります。

また、当社グループは、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者との調和による企業価値の向上を図るために「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」への取組みを必要不可欠なものとして認識し、内部統制システムの整備を行うとともに、透明性の高い経営システムの構築を図り、有効に機能させることが重要であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示に努める一方で、内部統制システムの改善と充実を図りながら、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、更なる企業価値の向上に全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様からの一層のご支援、ご鞭撻をお願い申しあげる次第であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分 | 第 62 期 (平成18年12月期) | 第 63 期 (平成19年12月期) | 第 64 期 (平成20年12月期) | 第 65 期 (平成21年12月期) |
|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高 | 148,150 | 156,792 | 158,285 | 147,292 |
| 経常利益又は 経常損失(△) | 5,240 | 5,626 | △4,553 | △1,410 |
| 当期純利益又は 当期純損失 (△) | 3,627 | 2,494 | △6,833 | △3,811 |
| 1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (△)(円) | 78円81銭 | 53円60銭 | △146円29銭 | △84円18銭 |
| 総 資 産 | 95,508 | 98,422 | 104,059 | 91,837 |
| 純 資 産 | 55,708 | 55,955 | 44,274 | 37,906 |
| 1株当たり 純資産額(円) | 1,207円89銭 | 1,197円62銭 | 947円19銭 | 874円89銭 |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|--------------------|---------|----------------------|
| (株) ディアーズ・ブレイン | 350 ^{百万円} | 100.0 % | 邸宅風ウェディング事業 |
| 千趣ロジスコ(株) | 95 | 100.0 | 荷造梱包業 |
| 千趣会コールセンター(株) | 60 | 100.0 | テレマーケティング業務の企画・実施 |
| 千趣会ゼネラルサービス(株) | 50 | 100.0 | 旅行業・情報提供サービス業 |
| 千趣会サービス・販売(株) | 50 | 100.0 | 顧客対応サービス及びエリアマーケティング |

重要な子会社の状況に記載した5社を含み、連結子会社は14社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、通信販売事業を主たる事業とし、その他の事業として店舗を含む小売事業・ウェディング事業や旅行業などのサービス事業・法人向けの商品・サービスを提供する法人事業等の関連事業を営んでおります。

(8) 主要な拠点等

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 当社 | 本 社 | 大阪市北区 |
| | 東京本社 | 東京都品川区 |
| (株)ディアーズ・ブレイン | 本 社 | 東京都千代田区 |
| 千趣ロジスコ(株) | 本 社 | 大阪市北区 |
| | 鹿沼支社 | 栃木県鹿沼市 |
| | 中部支社 | 岐阜県可児市 |
| | 京都支社 | 京都府京田辺市 |
| | 甲子園支社 | 兵庫県西宮市 |
| 千趣会コールセンター(株) | 本 社 | 大阪市北区 |
| 千趣会ゼネラルサービス(株) | 本 社 | 大阪市北区 |
| 千趣会サービス・販売(株) | 本 社 | 大阪市北区 |

(9) 従業員の状況

① 当社グループにおける状況

| セグメント | 従業員数 | 前期末比増減(△は減) |
|--------|--------|-------------|
| 通信販売事業 | 1,071名 | 47名 |
| その他の事業 | 351名 | △19名 |
| 全社(共通) | 114名 | 10名 |
| 合計 | 1,536名 | 38名 |

(注) 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であります。

② 当社における状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 801名 | 16名 | 38.1歳 | 11.0年 |

(注) 1. 従業員数は、就業人員(社員及び契約社員)であり、子会社への出向社員(84名)は含んでおりません。

2. 社員の定年は、満60歳であります。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------------|--------------------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 5,673 <small>百万円</small> |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 3,229 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 2,809 |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,283 |

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 47,630,393株 |
| (3) 株主数 | 13,196名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|---------|---------|
| 株 式 会 社 プ レ ス ト シ ー プ | 3,650千株 | 8.43% |
| 凸 版 印 刷 株 式 会 社 | 1,838 | 4.24 |
| 有 限 会 社 左 右 山 | 1,792 | 4.14 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,665 | 3.85 |
| 大 日 本 印 刷 株 式 会 社 | 1,509 | 3.49 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,319 | 3.05 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 988 | 2.28 |
| 千 趣 会 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会 | 922 | 2.13 |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 848 | 1.96 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 813 | 1.88 |

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（4,319,385株）を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得

取締役会決議に基づき当事業年度に取得した自己株式

- ・ 普通株式 3,400,000株
- ・ 取得価額の総額 2,142,000,000円
- ・ 取得を必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行し、資本効率を向上させるため。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年12月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 行 待 裕 弘 | |
| 専 務 取 締 役 | 田 川 喜 一 | 事業部門担当（ファッション事業本部、ライフスタイル事業本部、育児事業本部、マンスリー事業本部、ギフト&グルメ事業本部、アトピュラン開発室、営業部） |
| 専 務 取 締 役 | 田 辺 道 夫 | 経営企画・管理部門担当（経営企画部、総務本部、法務本部、業務本部、マーケティング本部、制作本部、国際本部） |
| 常 務 取 締 役 | 澤 本 莊 八 | 東京本社（東京事業本部、東京総務・広報部）及びBIO研究室を担当 |
| 取締役常務執行役員 | 朝 田 郁 | マンスリー事業本部長、企画本部長、マンスリー事業本部事業運営部長 |
| 取締役常務執行役員 | 峯 岡 繁 充 | ファッション事業本部長、ファッション事業本部ブランドファッション開発部長 |
| 取締役執行役員 | 星 野 裕 幸 | 東京事業本部長、(株)ペットファースト代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 大 石 友 子 | 京都学園大学経営学部教授 |
| 取 締 役 | 佐 野 利 勝 | |
| 常 勤 監 査 役 | 鳥 取 捷 二 | |
| 常 勤 監 査 役 | 猪 田 義 廣 | |
| 監 査 役 | 小 泉 英 之 | 公認会計士 小泉公認会計士事務所代表、日本金銭機械(株)社外監査役 |
| 監 査 役 | 森 本 宏 | 弁護士 弁護士法人北浜法律事務所代表社員、日本金銭機械(株)社外監査役 |

- (注) 1. 取締役 大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 小泉英之及び森本 宏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中に組織変更に伴う役員の「担当及び重要な兼職の状況」の変更は、次のとおりであります。

| 日付 | 地位 | 氏名 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|---------------|------|--|--|
| 平成21年 6月1日 | 取締役常務 執行役員 | 朝田 郁 | マンスリー事業本 部長、企画本部長、 マンスリー事業本 部商品開発部長 | マンスリー事業本 部長、企画本部長、 マンスリー事業本 部事業運営部長 |
| 平成21年 7月1日 | 取締役執行 役員 | 星野裕幸 | 東京事業本部長 | 東京事業本部長、 (株)ペットファース ト代表取締役社 長 |

(2) 当事業年度中に退任した取締役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|-------------------------|
| 藤 由 和 秀 | 平成21年3月27日 | 任期満了 | 取締役常務執行役員、総務 本部長 |

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 支 給 額 |
|--------------------|------------|----------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 10名 (2) | 171百万円 (15) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4 (2) | 40 (10) |
| 合 計 (うち社外役員) | 14 (4) | 212 (25) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員及び支給額には平成21年3月27日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額7千万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役小泉英之氏は、小泉公認会計士事務所代表であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役森本 宏氏は、弁護士法人北浜法律事務所代表社員であり、同法人の他の弁護士と当社は法律顧問契約を締結しております。また、同氏は、日本金銭機械株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | 活動状況 |
|----------|--|
| 取締役 大石友子 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席いたしました。大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役 佐野利勝 | 当事業年度に開催された取締役会22回すべてに出席いたしました。主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験に基づく経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

| | 活動状況 |
|----------|---|
| 監査役 小泉英之 | 当事業年度に開催された取締役会22回すべてに出席し、監査役会9回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計処理等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 森本 宏 | 当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、監査役会9回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 50百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の

財産上の利益の合計額 55百万円

(注) ①の報酬等は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制システムの構築の助言等であります。

(4) 会計監査人以外の公認会計士等が実施している子会社の計算関係書類の監査

当社の連結子会社のうち、上海千趣商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、次に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、取締役会において次のとおり、内部統制システムに関する基本方針及びその整備について決議・決定しております。

(1) 内部統制システムに対する基本的な考え方

当社グループは、1. 企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題に記載のとおり、企業活動において「コーポレート・ガバナンス（企業統治）」を必要不可欠なものと認識し、そのために内部統制システムの整備を行い、コンプライアンスの強化、業務執行の効率性向上、リスク管理体制の確立を目指してまいります。また、内部統制システムにつきましては、平成21年6月26日に一部内容を見直しましたが、今後も社会要請あるいは環境の変化に対応した見直しを随時行い、その改善と充実を図ってまいります。

(2) 内部統制システムに関する具体的な内容

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンスについては、「千趣会グループコンプライアンス・ポリシー」を制定し、法令や社内規則などにおける違反等の潜在的リスクに対し早期に対処するために、内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を開設する。

②役員（取締役・監査役・執行役員）及び使用人にコンプライアンス上の問題が発生した場合には、規程に基づき、社内における窓口、あるいは社外窓口としての「企業倫理ヘルプライン」を通じて、役員に関しては「監査委員会」に、使用人に関しては「倫理コンプライアンス委員会」に付議し、審議する。

- ③役員及び使用人に対しては、「千趣会人心得」と「千趣会行動ケースブック」を配付し、日々の行動の指針として活用する他、e-ラーニング・イントラネット等でコンプライアンス教育を適宜実施する。
- ④会社における内部統制については、コンプライアンスを統括する法務本部に属する監査部が、規程に基づき、業務運営の状況の把握と改善を図るため、内部監査を実施し、社長に報告する。
- ⑤知的財産権に関しては、事前に法務・審査部がチェックするほか、製造物責任については品質管理委員会で販売規制商品の検討・決定を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書取扱規程」、「データ管理規程」に基づき保存・管理を徹底する。
- ②会社の重要な機密事項に関しては、別途、「機密文書取扱規程」を設け厳重に管理を行う。
- ③重要な規程の改訂は取締役会の承認を得て実施する。
- ④取締役の職務の執行に係る情報は、取締役及び監査役がイントラネットにて常時閲覧可能な状態にする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社の経営の根幹に係わるリスクを10のリスクに分類し、各リスクごとに所管部又は委員会を設けることで管理体制を明確にし、問題発生時に迅速に対応する体制を整えたうえで、各リスクの管理状況を毎月「リスク管理統括委員会事務局」に報告する。
また、事務局は月次報告を取りまとめたうえで四半期ごとに、緊急時には、所管部又は委員会が速やかに経営会議のメンバーで構成する「リスク管理統括委員会」に報告する。
- ②危機管理における具体的な対応については、必要に応じ各リスクごとにマニュアルを整備し、迅速な対応が図れる体制をとる。
- ③取締役の不測の事態に対する体制として規程を制定し、業務代行が円滑に行える体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「社規」「決裁事項申請に関する規程」を制定し、取締役会、経営会議、本部長会議、監査役会等の役割、使用人の職位、職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
 - ②取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役（非常勤）制度を導入する。
 - ③経営の意思決定の迅速化と効率化を図るため、「執行役員制度」「事業本部長制」を導入し、原則として各本部長には執行役員が就任し、役付取締役は担当役員として、主として各本部長の監督・指導を行う。
 - ④取締役会とは別に、原則として常勤の取締役・監査役で構成する「経営会議」及び執行役員等で構成する「本部長会議」を設け、取締役会から委任された重要な業務執行について、内容により「経営会議」又は「本部長会議」で決議し、迅速な意思決定を行える体制をとる。
 - ⑤組織業績のモニタリング指標や評価指標の策定を効果的に支援するフレームワークとして、「BSC(バランススコアカード)」を活用する手法を導入しており、経営会議においてそのレビューと結果のフィードバックを実施する。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及びグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、「関係会社管理規程」を策定・実施し、50% 超出資の子会社の重要な事項については、親会社で承認する体制をとる。
 - ②各主管部が子会社を主管することで、親子会社間の指揮・命令・意思疎通の連携を密にし、指導・助言・評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
 - ③監査法人と親会社の取締役の間で定例的な会議を実施し、グループ全体の状況について意見交換を行う。

- ④グループ会社共通のインサイダー取引規程、内部通報に関する規程を策定し、グループ会社の役員及び使用人に対して共通のコンプライアンス教育を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役会からの求めに応じ、監査役専任スタッフ1名を置く。
- ②監査役専任スタッフの任命及び異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の意見を最大限尊重する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①常勤監査役は必要に応じて主要な会議に出席し、経営状況その他重要な情報の報告を受ける。
- ②常勤監査役は「リスク管理統括委員会」に出席するとともに、リスク管理に関する各委員会又は所管部を通じて、「企業倫理ヘルプライン」における重大な事項その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。
- ③監査役が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
- ④監査部門が実施した内部監査の結果を監査役に報告する。
- ⑤監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。
- ⑥監査役は取締役、執行役員及び重要な使用人からヒアリングを行うなど、定期的に監査を実施する。
- ⑦必要に応じて、監査役会からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①金融商品取引法をはじめ関係法令の定めるところに従い、財務報告に係る内部統制の信頼性の評価及び外部報告を実施する。
- ②財務報告に係る内部統制の有効性の評価にあたって、一般に公正妥当と認められる評価の基準に準拠した手続を定め、これに従う。
- ③財務報告に係る内部統制の有効性を確保するため、定期的に全社を対象とした内部監査を実施し、不備や重大な欠陥の発見並びに是正を行い、継続的に改善に努める。
- ④社長に求められている有効な内部統制の整備及び運用、並びに財務報告に係る内部統制の評価及び外部報告を補佐するため、監査部は「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」に基づき、内部監査を実施し監査結果を社長に報告する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンスポリシー」及び「反社会的勢力による被害を防止するための指針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役員及び使用人に周知徹底する。

7. 会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような不適切な株式の大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量買付行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値の向上については株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値の向上を実現するため、前「中期経営計画」に引続き、平成20年1月から平成22年12月までの3年間を計画期間とする新たな「中期経営計画」を策定し実行しております。当社は、この「中期経営計画」を着実に実行することが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待に応えるところであると確信しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

当社は、これまで、平成19年3月29日開催の第62期定時株主総会において、有効期間を平成19年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大量買付行為に関する対応策」（以下「前プラン」といいます。）を導入いたしておりましたが、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成20年3月28日開催の第63期定時株主総会において、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、前プランを一部改訂し、有効期間を平成22年12月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時まで継続することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

Ⅳ. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を完全に充足していること、②株主総会において、所定の定款変更を行い、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、かつ、いわゆるサンセット条項が設けられているなど株主の皆様の意思を重視するものであること、③特別委員会を設置していること、④デッドハンド型買収防衛策ではないことなどから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------|-----------------|-----------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流動資産 | (42,117) | 流動負債 | (41,321) |
| 現金及び預金 | 8,613 | 支払手形及び買掛金 | 6,934 |
| 受取手形及び売掛金 | 10,248 | 短期借入金 | 5,923 |
| 有価証券 | 182 | 一年内償還予定社債 | 766 |
| 商品及び製品 | 10,967 | 未払金 | 6,754 |
| 原材料及び貯蔵品 | 112 | ファクタリング未払金 | 13,707 |
| 繰延税金資産 | 545 | 未払費用 | 1,983 |
| 未収入金 | 7,568 | 未払法人税等 | 271 |
| その他 | 4,174 | 未払消費税等 | 361 |
| 貸倒引当金 | △294 | 繰延税金負債 | 2 |
| 固定資産 | (49,720) | 販売促進引当金 | 526 |
| 有形固定資産 | (28,052) | 為替予約 | 3,045 |
| 建物及び構築物 | 14,219 | その他 | 1,043 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,120 | 固定負債 | (12,609) |
| 工具、器具及び備品 | 1,056 | 社債 | 4,052 |
| 土地 | 11,078 | 長期借入金 | 7,584 |
| 建設仮勘定 | 577 | 繰延税金負債 | 1 |
| 無形固定資産 | (5,549) | 繰延税金負債 | 756 |
| のれん | 2,793 | 再評価に係る繰延税金負債 | 35 |
| その他 | 2,756 | 退職給付引当金 | 178 |
| 投資その他の資産 | (16,118) | 負債合計 | 53,930 |
| 投資有価証券 | 9,378 | 純資産の部 | |
| 長期貸付金 | 631 | 株主資本 | (48,140) |
| 敷金及び保証金 | 1,673 | 資本金 | 20,359 |
| 繰延税金資産 | 196 | 資本剰余金 | 21,038 |
| その他 | 4,449 | 利益剰余金 | 9,517 |
| 貸倒引当金 | △210 | 自己株式 | △2,774 |
| 資産合計 | 91,837 | 評価・換算差額等 | (△10,247) |
| | | その他有価証券評価差額金 | △1,013 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △2,044 |
| | | 土地再評価差額金 | △7,067 |
| | | 為替換算調整勘定 | △122 |
| | | 少数株主持分 | (14) |
| | | 純資産合計 | 37,906 |
| | | 負債・純資産合計 | 91,837 |

連結損益計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 147,292 |
| 売上原価 | | 78,927 |
| 販売費及び一般管理費 | | 68,364 |
| 営業外収益 | | 70,770 |
| 営業外費用 | | 2,405 |
| 受取利息及び配当金 | 404 | |
| 受取利息及び配当金の替換 | 1,403 | |
| 複合金融商品の評価 | 21 | |
| 協賛金の収入 | 42 | |
| その他 | 276 | 2,148 |
| 営業外費用 | | |
| 支持分法による投資損失 | 317 | |
| 社債の発行手数料 | 65 | |
| 支那の他 | 127 | |
| その他 | 450 | |
| 経常損失 | 193 | 1,154 |
| 特別利益 | | 1,410 |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| 債権の償還 | 42 | 43 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却及び除却損 | 95 | |
| 投資有価証券の評価損 | 573 | |
| 投資有価証券の売却損 | 576 | |
| 減価償却損 | 356 | |
| 貸倒引当金の繰入 | 28 | |
| その他 | 95 | 1,726 |
| 税金等調整前当期純損失 | | 3,093 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 322 |
| 法人税等調整額 | | 432 |
| 少数株主損 | | 36 |
| 当期純損失 | | 3,811 |

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年1月1日)
(至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成20年12月31日残高 | 20,359 | 21,038 | 14,064 | △631 | 54,830 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △700 | | △700 |
| 当期純損失 | | | △3,811 | | △3,811 |
| 自己株式の取得 | | | | △2,142 | △2,142 |
| 自己株式の処分 | | △0 | | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩し | | | △35 | | △35 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | △0 | △4,547 | △2,142 | △6,690 |
| 平成21年12月31日残高 | 20,359 | 21,038 | 9,517 | △2,774 | 48,140 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | | 少数株主 持 分 | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|--------------|----------------|--------------|----------------|-------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損 益 | 土地再評価 差 額 金 | 為替換算 調整勘定 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成20年12月31日残高 | △1,312 | △2,038 | △7,103 | △130 | △10,584 | 29 | 44,274 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △700 |
| 当期純損失 | | | | | | | △3,811 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △2,142 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩し | | | | | | | △35 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 299 | △6 | 35 | 8 | 336 | △14 | 322 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 299 | △6 | 35 | 8 | 336 | △14 | △6,367 |
| 平成21年12月31日残高 | △1,013 | △2,044 | △7,067 | △122 | △10,247 | 14 | 37,906 |

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 14社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 千趣会ゼネラルサービス（株） 千趣ロジスコ（株） 千趣会コールセンター（株） （株）ディアーズ・ブレイン |

前連結会計年度において非連結子会社であった上海千趣商貿有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

（株）千趣会リテイリングサービスは、新規に設立し、連結子会社に含めております。

（株）フューチャーコンパスは平成20年12月に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

- | | |
|--------------|--|
| (2) 非連結子会社の数 | 10社 |
| 主要な非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由 | … 上記非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---|--|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 | 3社 |
| 持分法を適用した主要な非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
| 上海千趣商貿有限公司は、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含め、持分法の適用範囲から除外しております。 | |
| (2) 持分法を適用した関連会社の数 | 3社 |
| 持分法を適用した主要な関連会社の名称 | （株）センテンス （株）モバコレ （株）K. S e n s e |

（株）K. S e n s eは新規に設立し、当連結会計年度から持分法の適用範囲に含めております。

- (3) 持分法適用会社のうち、決算日と連結決算日との差異が6ヶ月を超える会社については、連結決算日直近となる当該会社の第2四半期の末日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- (4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

益諾偉信息技术（上海）有限公司

持分法を適用しない理由 …… 上記持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 38～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 12年 |

（追加情報）

当社及び国内連結子会社の機械装置等の耐用年数については、当連結会計年度より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

③退職給付引当金

一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。

④役員退職慰労引当金

(追加情報)

当社は、平成21年1月29日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、平成21年3月27日開催の定時株主総会において、役員のリタイア時に退職慰労金制度廃止日(平成20年12月31日)までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。なお、連結子会社についても、役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、役員退職慰労引当金残高を取崩し、当連結会計年度末において未支給の金額を流動負債の「未払金」に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として月別総平均法による低価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ1,195百万円増加しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(3) 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ16,400百万円、97百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,465百万円
3. 担保に供している資産の内訳
 - (1) 担保資産

| | |
|--------------|--------|
| 現金及び預金（定期預金） | 15百万円 |
| 建物及び構築物 | 748百万円 |
| 計 | 763百万円 |
 - (2) 上記に対応する債務

| | |
|-----------|--------|
| 短期借入金 | 253百万円 |
| 一年内償還予定社債 | 66百万円 |
| 社債 | 102百万円 |
| 長期借入金 | 477百万円 |
| 計 | 898百万円 |
4. 保証債務

銀行借入金に対する保証

| | |
|-------------|-------|
| 従業員住宅ローン利用者 | 21百万円 |
|-------------|-------|
5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

| | |
|--|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成12年3月31日 |
| 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △2,500百万円 |

6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高は次のとおりであります。

| | | |
|---------------|--------|-----|
| コミットメントラインの総額 | 15,500 | 百万円 |
| 借入実行残高 | 3,000 | 百万円 |
| 差引額 | 12,500 | 百万円 |

7. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成20年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期純損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
3. 剰余金の配当に関する事項

47,630,393株

(1) 配当金支払額等

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|-------------|------------|
| 平成21年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 420 | 9 | 平成20年12月31日 | 平成21年3月30日 |
| 平成21年7月30日 取締役会 | 普通株式 | 280 | 6 | 平成21年6月30日 | 平成21年9月1日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純損失

874円89銭

84円18銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | (40,000) | 流 動 負 債 | (38,211) |
| 現 金 及 び 預 金 | 6,035 | 支 払 手 形 | 1,354 |
| 受 取 手 形 | 113 | 買 掛 金 | 4,980 |
| 売 掛 金 | 10,008 | 短 期 借 入 金 | 3,000 |
| 商 品 及 び 製 品 | 10,750 | 一 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金 | 2,670 |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 66 | 一 年 内 償 還 予 定 社 債 | 700 |
| 前 払 費 用 | 2,628 | 未 払 金 | 5,964 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 673 | フ ァ ク タ リ ン グ 未 払 金 | 13,707 |
| 短 期 貸 付 金 | 1,272 | 未 払 費 用 | 1,145 |
| 未 収 入 金 | 7,496 | 未 払 法 人 税 等 | 81 |
| そ の 他 | 1,445 | 未 払 消 費 税 等 | 223 |
| 貸 倒 引 当 金 | △491 | 預 り 金 | 529 |
| 固 定 資 産 | (47,757) | 販 売 促 進 引 当 金 | 518 |
| 有 形 固 定 資 産 | (24,045) | 為 替 予 約 | 3,045 |
| 建 物 | 10,849 | そ の 他 | 290 |
| 構 築 物 | 352 | 固 定 負 債 | (11,731) |
| 機 械 及 び 装 置 | 1,082 | 社 債 | 3,950 |
| 車 両 運 搬 具 | 3 | 長 期 借 入 金 | 7,025 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 750 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 756 |
| 土 地 | 11,006 | 負 債 合 計 | 49,943 |
| 無 形 固 定 資 産 | (2,682) | 純 資 産 の 部 | |
| の れ ん | 89 | 株 主 資 本 | (47,917) |
| 借 地 権 | 139 | 資 本 金 | (20,359) |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 1,991 | 資 本 剰 余 金 | (21,038) |
| そ の 他 | 462 | 資 本 準 備 金 | 19,864 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | (21,029) | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 1,174 |
| 投 資 有 価 証 券 | 8,262 | 利 益 剰 余 金 | (9,294) |
| 関 係 会 社 株 式 | 6,194 | 利 益 準 備 金 | 1,118 |
| 長 期 貸 付 金 | 2,777 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 8,176 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 28 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 66 |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 935 | 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 | 40 |
| 長 期 前 払 費 用 | 89 | 別 途 積 立 金 | 13,600 |
| そ の 他 | 4,141 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | △5,530 |
| 貸 倒 引 当 金 | △1,153 | 自 己 株 式 | (△2,774) |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △245 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | (△10,103) |
| 資 産 合 計 | 87,757 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △987 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △2,047 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | △7,067 |
| | | 純 資 産 合 計 | 37,814 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 87,757 |

株主資本等変動計算書

(自 平成21年1月1日)
(至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|-------|-----------|------------|--------|---------|---------|--------|--------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 海外投資等損失準備金 | 利益剰余金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 平成20年12月31日残高 | 20,359 | 19,864 | 1,174 | 21,038 | 1,118 | 69 | 36 | 13,600 | △1,129 | 13,695 | △631 | 54,461 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し | | | | | | △3 | | | 3 | — | | — |
| 海外投資等損失準備金の繰入 | | | | | | | 7 | | △7 | — | | — |
| 海外投資等損失準備金の取崩し | | | | | | | △3 | | 3 | — | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △700 | △700 | | △700 |
| 当期純損失 | | | | | | | | | △3,664 | △3,664 | | △3,664 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | | △2,142 | △2,142 |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 | | | | | | | 0 | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩し | | | | | | | | | △35 | △35 | | △35 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | △0 | △0 | — | △3 | 3 | — | △4,400 | △4,400 | △2,142 | △6,543 |
| 平成21年12月31日残高 | 20,359 | 19,864 | 1,174 | 21,038 | 1,118 | 66 | 40 | 13,600 | △5,530 | 9,294 | △2,774 | 47,917 |

| | 評価・換算差額等 | | | | 純資産計 |
|-------------------------|--------------|---------|----------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成20年12月31日残高 | △1,223 | △2,038 | △7,103 | △10,364 | 44,096 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し | | | | | — |
| 海外投資等損失準備金の繰入 | | | | | — |
| 海外投資等損失準備金の取崩し | | | | | — |
| 剰余金の配当 | | | | | △700 |
| 当期純損失 | | | | | △3,664 |
| 自己株式の取得 | | | | | △2,142 |
| 自己株式の処分 | | | | | 0 |
| 土地再評価差額金の取崩し | | | | | △35 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 235 | △9 | 35 | 261 | 261 |
| 事業年度中の変動額合計 | 235 | △9 | 35 | 261 | △6,282 |
| 平成21年12月31日残高 | △987 | △2,047 | △7,067 | △10,103 | 37,814 |

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 建物 | 38～50年 |
| 機械及び装置 | 12年 |

（追加情報）

機械装置等の耐用年数については、当事業年度より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案して、必要額を計上しております。

(3) 販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

(追加情報)

平成21年1月29日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、平成21年3月27日開催の定時株主総会において、役員のリ退任時に退職慰労金制度廃止日(平成20年12月31日)までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。これに伴い、役員退職慰労引当金残高を取崩し、当事業年度末において未支給の金額を流動負債の「未払金」に計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 販売促進費の会計処理

当社は通信販売を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は前払費用に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として月別総平均法による低価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ1,195百万円増加しております。

2. 「リース取引に関する会計基準」等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

表示方法の変更

前事業年度において、「商品」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。

なお、前事業年度の「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ16,154百万円、64百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 31,951百万円
3. 保証債務
銀行借入金に対する保証
従業員住宅ローン利用者 21百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債権 1,521百万円
関係会社に対する長期金銭債権 2,417百万円
関係会社に対する短期金銭債務 119百万円
5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 平成12年3月31日
再評価を行った土地の当期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 2,500百万円

6. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高は次のとおりであります。

| | | |
|---------------|--------|-----|
| コミットメントラインの総額 | 15,500 | 百万円 |
| 借入実行残高 | 3,000 | 百万円 |
| 差引額 | 12,500 | 百万円 |

7. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を、平成20年12月期の末日、又は直前の事業年度の末日において貸借対照表の純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額のいずれか高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される負債の部の合計金額の、当該貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、少数株主持分及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額に対する割合を150%以下に維持すること。
- (3) 各事業年度における損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。
- (4) 各事業年度の末日において貸借対照表（連結・単体ベースの両方）に記載される有利子負債の合計金額から現金及び預金を控除した金額が、損益計算書（連結・単体ベースの両方）に記載される当期純損益及び減価償却費の合計金額の5倍に相当する金額を2期連続して超えないようにすること。

損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高

| | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 156百万円 |
| 営業費用 | 11,729百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 753百万円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 4,319,385株

税効果会計に関する注記

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

| (1) 流動の部 | 百万円 | (2) 固定の部 | 百万円 |
|---------------|-------|---------------|-------|
| <u>繰延税金資産</u> | | <u>繰延税金資産</u> | |
| 繰越欠損金 | 2,721 | 複合金融商品評価損 | 550 |
| 繰延ヘッジ損益 | 423 | 投資有価証券 | 448 |
| 販売促進費 | 209 | 減価償却超過額 | 442 |
| その他の | 467 | 投資有価証券評価損 | 434 |
| 繰延税金資産小計 | 3,823 | 繰延ヘッジ損益 | 404 |
| 評価性引当額 | 3,145 | 関係会社株式評価損 | 353 |
| 繰延税金資産合計 | 677 | 貸倒引当金 | 303 |
| | | その他の | 628 |
| <u>繰延税金負債</u> | | 繰延税金資産小計 | 3,565 |
| 未払消費税等他 | 3 | 評価性引当額 | 3,379 |
| 繰延税金負債合計 | 3 | 繰延税金資産合計 | 186 |
| 繰延税金資産の純額 | 673 | | |
| | | <u>繰延税金負債</u> | |
| | | 投資有価証券 | 83 |
| | | その他の | 75 |
| | | 繰延税金負債合計 | 158 |
| | | 繰延税金資産の純額 | 28 |

2. 再評価に係る繰延税金負債の内訳

| | |
|-----------------|-------|
| <u>繰延税金資産</u> | 百万円 |
| 再評価に係る繰延税金資産 | 3,306 |
| <u>評価性引当額</u> | 3,306 |
| 再評価に係る繰延税金資産合計 | — |
| <u>繰延税金負債</u> | 百万円 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 756 |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | 756 |

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上している固定資産の他、器具及び備品等の一部については所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 (注) | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--------------|--------------|-----------|--------|--------------|---------------|-------|---------------|
| | | | 役員等の兼任 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | 株式会社・アズ・ブレイン | 直接 100.0% | 兼任2人 | 資金の貸付 | 資金の貸付 | 950 | 短期貸付金 | 499 |
| | | | | | 貸付金の回収 | 791 | 長期貸付金 | 1,119 |
| | | | | | 利息の受取 | 24 | — | — |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 873円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 80円95銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年2月17日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水万里夫 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林一毅 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千趣会の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千趣会及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されており、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成22年 2月17日

株式会社 千 趣 会
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 清水万里夫 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田林一毅 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千趣会の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に関する内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 2月19日

株式会社 千趣会 監査役会

常勤監査役 鳥取捷二 ⑩

常勤監査役 猪田義廣 ⑩

社外監査役 小泉英之 ⑩

社外監査役 森本宏 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

今後の資本政策上の柔軟性及び機動性の確保を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し同額をその他資本剰余金に振替いたしたいと存じます。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金 19,864,139,367円のうち、7,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 7,000,000,000円

(3) 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成22年3月31日

2. 剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金の欠損を補填するとともに、資本政策上の柔軟性及び機動性の確保を目的として、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を全額減少して繰越利益剰余金に振替いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 13,600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 13,600,000,000円

なお、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送らせていただきたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | (1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係 |
|-------|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 1 | 行待裕弘 (昭和7年1月30日生) | 昭和28年10月 味楽会入社 昭和30年11月 当社設立、取締役に就任 昭和51年10月 当社常務取締役 昭和60年1月 当社専務取締役 平成3年10月 当社取締役副社長 平成11年4月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社代表取締役社長（現任） | (1) 495,036株 (2) なし |
| 2 | 田川喜一 (昭和22年9月25日生) | 昭和41年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役 平成20年3月 当社専務取締役（現任） 平成22年1月 当社ファッション事業本部、ライフスタイル事業本部、育児事業本部、マンスリー事業本部、ギフト&グルメ事業本部を担当（現任） | (1) 23,400株 (2) なし |
| 3 | 田辺道夫 (昭和21年7月23日生) | 昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役 平成20年3月 当社専務取締役（現任） 平成22年1月 当社経営企画部、バルメゾンネット推進室、総務本部、法務本部、業務本部、マーケティング本部、制作本部、国際本部を担当（現任） | (1) 7,600株 (2) なし |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | (1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係 |
|-------|-------------------------|--|-----------------------------------|
| 4 | 澤本 荘八 (昭和23年2月9日生) | 昭和47年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成13年3月 当社取締役執行役員 平成17年3月 当社常務取締役(現任) 平成22年1月 当社東京本社及び東京事業本部、東京総務・広報部を担当(現任) | (1) 16,830株 (2) なし |
| 5 | 朝田 郁 (昭和29年4月1日生) | 昭和57年3月 当社入社 平成17年3月 当社執行役員 平成18年3月 当社取締役執行役員 平成20年3月 当社取締役常務執行役員(現任) 平成21年1月 当社マンスリー事業本部長兼企画本部長(現任) 平成21年6月 当社マンスリー事業本部事業運営部長(現任) 平成22年1月 当社企画本部ベルメゾン生活スタイル研究所長(現任) | (1) 5,100株 (2) なし |
| 6 | 峯岡 繁充 (昭和26年10月17日生) | 昭和52年7月 当社入社 平成17年3月 当社執行役員 平成20年1月 当社ファッション事業本部長(現任) 平成20年3月 当社常務執行役員 平成21年3月 当社取締役常務執行役員(現任) 平成22年1月 当社ファッション事業本部事業推進部長兼ファッション事業本部スタイルファッション開発部長(現任) | (1) 4,600株 (2) なし |
| 7 | 星野 裕幸 (昭和34年12月10日生) | 昭和57年9月 当社入社 平成18年3月 当社執行役員 平成20年1月 当社東京事業本部長(現任) 平成21年3月 当社取締役執行役員(現任) 平成21年7月 (株)ペットファースト代表取締役社長(現任) | (1) 800株 (2) なし |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 | (1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係 |
|-------|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 8 | 大石友子 (昭和29年11月8日生) | 昭和52年4月 勸ヤマハ音楽振興会に勤務 昭和63年2月 勸横浜市女性協会に勤務 平成9年6月 勸女性労働協会に勤務 平成13年4月 京都学園大学経営学部教授(現任) 平成18年3月 当社取締役(現任) | (1) 0株 (2) なし |
| 9 | 佐野利勝 (昭和20年7月12日生) | 昭和44年6月 (株)三井銀行に入行 平成9年6月 (株)さくら銀行取締役資金証券企画部長 平成12年4月 同行常務執行役員名古屋支店長 平成13年4月 三井生命保険相常務執行役員 平成13年7月 同社取締役常務執行役員 平成17年6月 SMBCコンサルティング(株)代表取締役社長 平成20年3月 当社取締役(現任) | (1) 0株 (2) なし |

- (注) 1. 取締役候補者のうち大石友子及び佐野利勝の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 大石友子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、大学教授として長年女性の労働問題に精通し、当社の主な顧客である働く女性に関してその見識・経験等を活かし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。佐野利勝氏は主に金融関係の会社で取締役を歴任されており、培ってきた豊富な知見・経験等を経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。
3. 佐野利勝氏が三井生命保険(株)の取締役に在任中の平成17年6月10日、団体定期保険、団体年金保険及び団体扱いの保険について、法定書類に定められた対象の範囲外の保険契約者又は被保険者の契約を発生させたことに関し、保険業法第132条第1項に基づき、同社は金融庁より業務改善命令を受けました。また、同社において、保険業法第128条に基づく報告徴求命令「保険金等の支払状況に係る実態把握について」に関する調査を完了し、金融庁へ平成19年12月7日に報告を行っておりますが、調査の結果、平成13年度から平成17年度の間に、保険金等の追加的な支払いを要することが判明した保険金等は、124,047件、5,245百万円となることが判明しております。佐野利勝氏は、平成13年7月より平成17年6月まで、同社の取締役として在任しておりました。なお、「保険金等」とは、保険金・給付金・失効戻戻金・遅延利息等を指します。また、三井生命保険(株)は平成16年4月に相互会社から株式会社への組織変更を行っております。
4. 大石友子及び佐野利勝の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって大石友子氏は4年、佐野利勝氏は2年となります。
5. 当社は、大石友子及び佐野利勝の両氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役森本 宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | (1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係 |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 森本 宏 (昭和35年7月13日生) | 昭和62年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)北浜法律事務所入所 平成4年1月 北浜法律事務所パートナー 平成7年6月 日本金銭機械(株)監査役(現任) 平成18年3月 当社監査役(現任) 平成20年1月 弁護士法人北浜法律事務所代表社員(現任) | (1) 0株 (2) なし |

- (注) 1. 監査役候補者の森本 宏氏は、社外監査役候補者であります。
2. 森本 宏氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から、今後ますます重要となるコンプライアンス経営に、弁護士としての知識と見識を発揮していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
3. 森本 宏氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、森本 宏氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、森本 宏氏が再任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | (1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係 |
|------------------------|---|-----------------------------------|
| 増井高一 (昭和25年11月17日生) | 昭和61年3月 公認会計士登録 昭和61年7月 税理士登録 昭和62年7月 公認会計士 増井高一事務所設立、同事務所代表 (現任) 平成元年1月 マス・マネジメント(株)設立、代表取締役役に就任 (現任) | (1) 0株 (2) なし |

- (注) 1. 補欠監査役候補者増井高一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 増井高一氏は、公認会計士及び税理士として長年培われた財務及び会計に関する知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 本選任に関しましては、就任前であれば取締役会の決議により監査役会の同意を得て選任を取消すことができるとさせていただきます。
4. 増井高一氏が原案どおり選任され、就任された場合には、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市北区同心一丁目8番9号
株式会社千趣会本社2階 ホール
TEL (06) 6881-3100

【交通案内】

- J R 大阪環状線天満駅より徒歩約15分、桜ノ宮駅西口より徒歩約10分
- J R 東西線大阪天満宮駅出口1より徒歩約10分
- 地下鉄堺筋線又は谷町線南森町駅3号出入口より徒歩約13分
- 地下鉄堺筋線扇町駅4号出入口より徒歩約13分



(お願い) 当会場には駐車場がございませんので、誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。